



社会福祉法人 晋栄福祉会

東野田ちどりキッズ 入園重要事項説明書 兼 同意書

あなたが希望する保育園について入園する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

1 法人について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会（しんえいふくしかい）
代表者氏名	理事長 濱田 和則
法人住所	〒571-0026 大阪府門真市北島町12番20号
法人設立年月日	1979（昭和54）年2月15日

2 保育園について

事業所名称	東野田ちどりキッズ
保育園許認可日	2016（平成28）年4月1日
保育園許可番号	2710052002229
代表者氏名	管理者 花垣 知左（はながき ちさ）
保育園所在地	〒534-0024 大阪市都島区東野田町5丁目8-16 マリス京橋WING102号
連絡先	電話番号 06-6925-1577 ファックス番号 06-6925-1577
ホームページ	http://www.chidori.or.jp/hoiku_higashinoda/index.php
認可定員	0才児 3名 1才児 4名 2才児 4名 計11名
利用定員	満1才以上満3歳未満の児童 8名 満1才未満の児童 3名
連携保育園	認定こども園 東野田ちどり保育園

3 法人理念

『DO FOR OTHERS』

- ・ 情熱をもち行動する
- ・ 前進と振り返り、時に回り道も
- ・ あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- ・ よくコミュニケーションをとり連携を
- ・ すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

4 園の方針

本園は児童福祉法の理念に基づき、大切な乳幼児期に人間形成の基礎を培うために必要な養護と発達に即した教育を行い、健康で豊かな人間性と基礎的な教養を身につけたお子さま達を育てることを目標としています。

- ① 元気で生き生きした子ども（生命的発達）
- ② 明るく心豊かな子ども（情緒的発達）
- ③ のびのびと戸外あそびを楽しむ子ども（健康的発達）
- ④ 友だちとよく遊び、互いに認め合える子ども（人間関係的発達）
- ⑤ 自然と触れ合う子ども（環境的発達）
- ⑥ 言葉での表現を楽しむ子ども（言語的発達）
- ⑦ 自分で考え工夫する子ども（表現的発達）
- ⑧ 楽しく食べる子ども（食育的発達）

上記のような子どもに育てるためにはご家庭の協力も是非必要ですので、よろしくお願いいたします。

5 保育園とは

(1) 保育園は、保護者の労働・病気等により保育を必要とする乳幼児を、保護者にかわって保育するところです。

(2) 保育は、乳幼児を「養護するはたらき」と「教育するはたらき」が一体となったものです。

子どもたちの健全な育成をめざして、目標を設定し、それをもとに年齢や発達に応じた保育を行います。

※子どもたちの望ましい成長には、規則正しい生活リズム・生活習慣を身につけることが大切です。そのために、家庭と保育園とが連絡をよくとり協力し合いましょう。

6 設備の概要

(1) 施設…RC造7階のうち1階部分

延べ面積（専有面積）：53.82㎡

(2) 主な設備…乳児室 1室

保育室 1室

その他 沐浴設備・幼児用トイレ・手洗い・多目的スペース・調乳スペース



7 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（2017(平成29)年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

次頁9に記載する時間において保育を提供します。

(2) 当園の特色

健やかな心と身体づくり、基本的な生活習慣を身につけることを基本とし「食べる」「遊ぶ」「寝る」ことを保育の中で大切に取り組んでいます。絵本の読み聞かせにより、子どもたちが言語や表現などへの関心が高まる保育内容を積極的に取り組みます。

8 職員の職種、員数および職務内容

【管理者】 園務をつかさどり、所属職員を監督 常勤 1名

【保育士】 専門的知識をもって、園児の保育および園児の保護者に対する保育に関する支援を行う 非常勤 5名以上

9 生活ときまり

(1) 休園日について

①休 日……日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

②その他（家庭協力日）……新年度準備日（3月31日） ※31日が日曜日の場合は30日
土曜日の保育は食数の把握のため、前月の指定期日までに土曜日予約表の提出をお願いします。

（必要な方は職員までお申し出ください。）

※休園日については変更する場合がありますのでご了承のうえご利用ください。

※家庭協力日の日程を変更する場合があります。職員の研修等のために家庭協力日をお願いする場合があります。

※家庭協力日とは、保育の向上を図るための準備や研修の時間として、できるだけ家庭保育の協力をお願いしているものです。

(2) 保育時間について

保育を提供する時間は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定書を市町村から交付されている方の場合、7：00から18：00までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定書を市町村から交付されている方の場合、8：00から16：00までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記時間以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7：00から8：00までまたは16：00から18：00までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用にあたっては当園にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。）

① 新しく入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。したがって入園当初お子様の様子に合わせて、保育園の生活に慣れるようにしばらくの間、短時間の保育を行います。ご協力ください。

(3) 送り迎えについて

① 送り迎えは原則として保護者がしてください。やむを得ない場合は、保護者に代わり責任もてる人を前もって連絡してください。（原則中学生以下の送り迎えは不可。）その際、園の発行する保護者カードを必ずインターホンに提示してください。（提示いただけない場合、送り迎えをお断りする場合があります。）

登園が遅くなる時や休む時は、必ず午前9時00分までに連絡してください。（給食食数締め切り）

② 送り迎えの時には、登降園時間記入表に時間の記入をお願いいたします。

③ **車での通園はご遠慮ください。**

(4) 給食について

当園では給食調理業務を以下の事業者にて委託しております。

※下記事業者については変更することがあります。

事業者名：株式会社 魚国総本社

所在地：大阪府中央区道修町1丁目6番19号

連絡先（大阪本部）：電話06-6478-5700 ファックス06-6478-5702

①子どもたちの健全な発育に必要な栄養を取るため、バランスのとれた献立を工夫しています。

献立表は、毎月のおたより（給食だより）でお知らせしますので参考にしてください。

②楽しい雰囲気の中で食事をしながら、望ましい食生活習慣が身につくように気を配ります。

♪食前の手洗い ♪食前・食後のあいさつ ♪正しい姿勢で食べる ♪偏食をしない 等

③保育園の給食は、次のように提供します。（提供時間は保育内容により多少変更する場合があります。）

午前間食 10：00頃 昼食 11：00頃 午後間食 15：00頃

※献立表は毎月お知らせします。

④安全、安心な給食をめざし、2大アレルギー（卵・乳製品）を使わない給食を提供しています。

アレルギーマニュアルに沿ってアレルギー児の除去食・代替食に対応しております。

離乳食後期までのおやつは、ミルクのみとなります



♪アトピーやアレルギーで

除去食が必要な場合はご相談ください。

（食物アレルギー対応マニュアルあり）

(5) 午睡（ひるね）について

成長の著しい乳児にとっては、心身の疲れをいやすために「午睡」は欠かすことができないものです。

毎日の「午睡」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。

個人用ベッドを使用します。清潔な寝具で心地よく体を休めます。

寝具は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換いたします。（リース使用となります）

汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。

(6) 服装と持ち物について

①服 装

（ア）服装は活動しやすく、上下離れた衣類（ズボン）で脱いだり着たりしやすいものにしましょう。

（イ）薄着の習慣を付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。

（ウ）足に合う運動靴を履かせましょう。（つっかけやサンダル不可）

② 持ち物（別紙参照）

（ア）持ち物や身につけるものには必ず「名前」を書いてください。

※同じような靴・ズボン・Tシャツ等がたくさんあります。

（イ）おもちゃやお金、食べ物などは持たせないように気をつけましょう。（アナフィラキシー考慮）

10 入園・退園について

(入園) 入園は、市町村から保育についての利用の要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(退園) 以下の場合には、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者が退園を申し出たとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。
- (4) カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、十分な教育・保育の提供が困難と判断した場合、(関係機関等と協議の上) 退園となることがあります。

11 保健衛生・健康管理・危機管理

(1) 定期健康診断等について

①

春	秋
内科健診	内科健診
歯科検診	歯科検診(2歳児のみ)

尿検査(2歳児)…年1回

※結果はその都度お知らせします。

(嘱託医)

内科嘱託医 泉岡医院 泉岡利於 (都島区東野田町 5-5-8 06-6922-0890)

歯科嘱託医 さわい歯科医院 澤井宏之 (都島区都島南通 2-1-8 エルプラド京橋 1F 06-6922-4182)

②発育測定は、月1回行います。視力・聴力の確認を行います。

(2) 病気の時の対応について

- ① お子さんにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。
保育中に発病・発熱した場合は連絡をしますのでお迎えにきていただくようにお願いします。
保護者の方とは必ず連絡がとれるようにしておいてください。
- ② 保育園では原則として「薬」の投与はしていません。やむをえない場合はご相談ください。
(薬と薬連絡表を提出していただきます。)
- ③ 感染症等にかかった時や食中毒などになった場合は、休ませてください。医師の指示に従って、他の子どもへの感染の心配がなくなってから登園してください。登園する場合は「治癒証明書(登園許可書)」の提出をお願いします。(治癒証明書(登園許可書)はホームページよりダウンロードできます)
- ④ 食中毒について、病原性大腸菌(O157)、その他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。感染症を発症した園児が急増した場合や家族が感染症を発症した場合など、感染拡大防止のために発症していないお子様にもできるだけ家庭での保育をお願いすることがあります。

【治癒証明書(登園許可書)必要な感染症】

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・百日咳・麻疹（はしか）・風疹・水痘
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・流行性角結膜炎・咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス感染症）

(3) 危機管理について

- ① 当園では安全上の観点により出入り口を施錠しております
- ② 当園は下記事業者との契約により建物管理、緊急用ブザーの設置による緊急対応を委託しております。※事業者は変更する場合があります。

事業者 総合警備保障 株式会社 梅田支社

大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル

電話 06-4795-6700 FAX 06-4795-6710

園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。

保育所の損害補償（全国社会福祉協議会）

加入内容：傷害事故補償

日本スポーツ振興センター災害共済

加入内容：災害共済給付

（日本スポーツ振興センターの災害共済に関しては入会金が年間240円保護者負担となります。掛金は入園時、進級時に請求いたします。）

普通傷害保険（AIG 損害保険株式会社）

加入内容：傷害事故補償

※補償金額は状況によって異なります。

※保険会社は変更する場合があります。

- ③ SIDS（乳幼児突然死症候群）対策

0、1、2歳児・・・5分ごとに確認（顔の向き、おう吐、顔色、熱、呼吸）

【園では】

全園児睡眠中のお子様の状態を観察、記録しています。

SIDSはうつ伏せ寝、周囲の喫煙も一つの要因と考えられておりますので、ご家庭でもご協力下さい。

*万が一、園でSIDSが起きました場合は司法解剖に同意していただくこととなりますので、ご理解下さいますようお願い致します。（別紙参照）

- ④ 空気清浄機、加湿器を設置しております。
- ⑤ 非常災害時について

非常災害時の対策として下記の通り行っています。

【非常時の対応】 園の定める消防計画書により対応いたします。

【防災設備】	自動火災報知機	あり	消火器	あり
	非常警報器具	あり	誘導灯	あり
	スプリンクラー	なし	避難器具	あり

ロールスクリーン等可能なものは防災処理 あり

【避難・消火訓練】避難訓練は毎月実施、消火訓練は年に1回実施いたします。

1.2 特別支援教育・障がい児保育の取り組み

地域社会の中で障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

1.3 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回以上職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成および運用

1.4 園児の利用状況 2024(令和6)年 3月1日現在

	2023(令和5)年度	2022(令和4)年度	2021(令和3)年度
0歳児	2人	0人	0人
1歳児	2人	4人	4人
2歳児	3人	2人	2人

1.5 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受け入れ先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しています。

(1) 連携内容

- ・園児が集団保育を体験する機会の設定、保育の適切な提供に必要な助言や保育内容に関する支援
- ・必要に応じて共同保育の提供
- ・給食提供の援助
- ・嘱託医の健診
- ・当園における保育修了に際して当該児童の継続的な受け入れ

(2) 連携施設

「認定こども園 東野田ちどり保育園」

設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会

所在地：大阪市都島区東野田町4丁目15-20

1.6 保育料・諸費用について

(1) 保育料・諸費用について

毎月必要となる料金は下記のとおりです。請求書を配付いたします。納付してください。

(納付期限：原則 毎月27日)

- ① 保育料・諸費用は原則三井住友銀行の口座より口座引き落としとなります。引き落とし日までに入金をお願いします。
(口座開設の用紙がありますので、お手続きください。)
- ② 保育園を休まれても、原則保育料は月額分をお支払いいただきます。
- ③ 毎月必要となる料金は下記のとおりです。口座引き落とし日までに口座へ入金をお願いします。

※ 保育料（市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。）

※ リネン（寝具）代金 月1,450円

なお、リネン代については途中退園時の場合においても返金できませんので予めご理解ください。

* 延長保育料（延長保育料は月極め前納です）

- ④ やむを得ず認定時間外（保育短時間認定の方、8：00以前、16：00以降）に登園・降園された場合は10分につき100円請求いたします。保育標準時間認定・保育短時間認定にかかわらず、最終保育時間以降（午後6：00）に降園された場合は30分につき1,000円請求いたします。超過料金は保育料その他諸費用と一緒に口座引き落としとなります。
- ⑤ 日本スポーツ振興センター災害共済
保育中及び登降園のけがに備えて、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していただきます。掛金は年間240円のご負担となります。入園時・進級時に請求いたします。
- ⑥ その他
- ・ カラー帽子・防災ずきん・用品
入園時 5,100円程度 別紙参照
 - ・ アルバム代
入園時 2,000円（アルバム・キルティング代）
年1,000円（写真代）
行事などで発生した費用に関しては事前に説明のうえ別途請求させていただく場合があります。
運営上及び物価事情等により金額を改訂させていただく場合があります。
 - ・ すまいる登園（オムツ定額契約）※希望者のみ
2,640円/月（紙おむつ（花王メリーズ）・厚手おしり拭き（花王） 使い放題）

17 個人情報の取り扱いについて

○写真、映像等の掲示・掲載について

園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります。（例：ホームページやSNS・法人・園機関誌での写真掲載など）ご都合が悪い場合は園にお申し出ください。

○医療機関（かかりつけ医、緊急時の受診先、医療機関受診時）について

保育園の管理下において、医療機関の受診が必要と判断された場合にかかりつけの医療機関に連絡をとることがあります。保護者の方に連絡が取れない場合もありますので、かかりつけの医療機関をご提示ください。また、やむを得ず救急搬送が必要になった場合の救急搬送先についてもご提示ください。

○医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関を受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関から児童の病気やけがの状況に関する説明をうけることをご了承ください。

18 当園の保育事業に関するご相談、ご意見、ご要望について

○（相談窓口担当者）東野田ちどりキッズ 管理者 花垣 知左
電話番号・ファックス番号 06-6925-1577

○ 第三者委員

なかよし福祉会 会長 水崎 勝 072-829-0948

※第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育サービスの質の向上を図るよう助言などを行う役割を担います。公平性・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

○大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会（福祉サービス苦情解決委員会）

大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪社会福祉会館 2階

○もしくは、最寄りの区役所担当窓口 都島区 保健福祉センター 保健福祉担当

電話 06-6882-9857までお問い合わせください。

○「意見箱」の設置

随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

○第三者評価の受審、自己評価の実施

令和4年3月1日現在では受審していません。自己評価の実施については毎年年度末（3月）に実施いたします。

○子ども子育て支援法第51条第2項もしくは第4項または第57条第2項もしくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし

19 その他

① 行事予定などは、毎月のおたよりやその他園内の掲示文などでお知らせします。

② 「異動届」について

住所・名前・勤務先などが変わった時はお知らせください。なお、緊急連絡先などの変更時も速やかにお知らせください。退園される場合は、早めにお知らせください。

③ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者の方に対する宗教活動、政治活動および営利活動は当園ではご遠慮ください。

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

※わからないことや相談などがありましたら、いつでも職員におたずねください。

説明者	㊟
氏名・職名	

○入園申し込み

東野田ちどりキッズへの入園を申し込みます。また、利用するにあたっては、貴園の保育園入園重要事項説明書にありません諸規則その他取り決めに遵守いたします。

申込年月日	20 年 月 日
住所	大阪市
保護者氏名	㊟
児童氏名	㊟
生年月日	20 年 月 日

2024（令和6）年6月 第9版

